様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	道路建設課
委託業務名	道路事業用地の境界確定業務及び地積更正業務（皇子が丘三丁目字南尻深３０番５）
委託業務場所	大津市皇子が丘三丁目字南尻深地先
概　要	道路事業用地（皇子が丘三丁目字南尻深３０番５）の境界確定業務及び地積更正業務
契約期間	令和８年１１月２日から令和９年３月３１日まで
契約年月日	令和８年１１月２日
契約金額	１，５８１，６１０円
契約の相手方	〔所在地〕大津市梅林二丁目１番２８号 〔名　称〕公益社団法人滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長　牛場　隆雄
契約相手方の選定理由	随意契約（根拠法令）地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第６３条に基づき、国・地方公共団体等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益法人である。 また、本市と同協会とは平成１６年１２月１日付けで「表示登記事務及び地図訂正業務委託契約」を締結し、表示登記等に係る各種業務の単価を定め効率的な事務執行に努めているところである。 専門的能力を有する土地家屋調査士及び調査士法人で構成される同協会の法規定の設立趣旨並びに、市と統一価格による単価契約を行っている事業者であることにより、同協会を契約相手方として選定する。
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。